

## 建設関連業務委託の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

制定 平成 21 年 3 月 2 日 20 建企第 775 号  
最終改正 令和元年 9 月 9 日 31 建企第 413 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県関係部等並びにその関係部等が所管する地方機関（振興局及び地方局を含む。）が発注する建設関連業務委託の入札の透明性と公正性を図るため、長崎県財務規則（以下「規則」という。）第 97 条に規定する予定価格及び規則第 98 条に規定する最低制限価格のランダム化に基づく決定等に係る事務処理手続きの試行を行うために定めるものである。

### (対象業務)

第 2 条 長崎県関係部等が発注する建設関連業務委託のうち、設計金額（税込み）が 100 万円を超え、競争入札に付する業務を対象とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 5 条に規定する特定調達契約及び国からの受託事業に係る入札には適用しない。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設関連業務とは、長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領（以下「要領」という。）第 3 条に規定するものをいう。
- (2) 契約担当者とは、知事又は規則第 3 条に定められた事務の委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) ランダム化とは、電子計算機等（以下「パソコン等」という。）におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して算定する方法をいう。
- (4) 設計金額（税込み）とは、設計書、仕様書等によって算定された当該建設関連業務委託に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (5) 設計金額（税抜き）とは、前号の総額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まないものをいう。
- (6) 予定価格とは、規則第 97 条に規定するものをいう。
- (7) 入札書比較予定価格とは、予定価格に 110 分の 100 を乗じた額をいう。
- (8) 最低制限設計価格とは、要領第 4 条に規定するものをいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まないものをいう。
- (9) 最低制限価格とは、規則第 98 条及び要領第 5 条に規定するものをいう。
- (10) 入札書比較最低制限価格とは、要領第 5 条に規定するものをいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まないものをいう。
- (11) 予定価格等とは、最低制限価格制度対象業務における予定価格及び最低制限価格をいう。
- (12) 関係部とは、内部組織の設置に関する条例（昭和 28 年長崎県条例第 1 号）に規定する各組織のうち、危機管理監、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (13) 関係部等とは、関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (14) 事務所とは、関係部等の建設関連業務に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成 21 年長崎県条例第 11 号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和 46 年長崎県規則第 35 号）第 26 条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で建設関連業務委託に係る入札事務を執行する事務所等をいう。

### (ランダム化の告知)

第 4 条 事務所の長は、予め、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知しなければならない。

- (1) 一般競争入札  
次の文言を入札公告に記載する。  
予定価格及び最低制限価格は、乱数を使用したランダム化により決定する。

- (2) 通常型指名競争入札  
入札執行通知書に記載する。(様式第1号)

**(契約担任者が定める事項)**

第5条 契約担任者は、規則第3条又は長崎県決裁規程第9条の規定により、予定価格等を決定するものとする。

**(予定価格等の決定)**

第6条 契約担任者は、予定価格等を次に掲げる方法により決定するものとする。

- (1) 予定価格等は、入札日前日までにランダム化により決定したものを業務毎にランダム化用電子媒体(以下「電子媒体」という。)に保存する。
  - (2) 前号のランダム化による決定は、別途配布する予定価格等算定システムにより行う。
  - (3) 入札書比較予定価格は、設計金額(税抜き)にランダム係数を乗じて得た額とする。  
なお、千円未満の金額は切り上げるものとする。
  - (4) 予定価格は、入札書比較予定価格に 100分の110 を乗じて得た額とする。
  - (5) 入札書比較最低制限価格及び最低制限価格は、要領第5条の規定に基づき算出した額とする。
- 2 前項で使用するランダム係数の変動範囲は、別表によるものとする。
- 3 予定価格等は、パソコン等により予定価格調書(様式第2号)に印字記入し、記名、押印する。  
なお、前記に併せて予定価格等算定システムの予定価格・最低制限価格算定書を印刷しておくものとする。
- 4 前項により予定価格等を記載した予定価格調書及び予定価格・最低制限価格算定書は、第1項第1号で保存した電子媒体とともに予定価格調書用封筒(様式第3号)に入れ封印し、入札執行のときまで、金庫等に確実な方法で保管する。

**(ランダム化の周知)**

第7条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われる事を告知したうえで、入札書の提出を求めるものとする。

- 2 第6条に規定する予定価格等の決定方法等について、原則として掲示の方法により周知を図るものとする。

**(予定価格等の確認)**

第8条 入札執行者は、設計書により、第6条の規定により作成された予定価格・最低制限価格算定書に誤り等がないか確認を行い、予定価格・最低制限価格算定書の予定価格等と予定価格調書の予定価格等が同一であることを確認しなければならない。

- 2 前項により誤り等を確認した場合は、当該入札を中止するものとする。

**(予定価格等の公表)**

第9条 開札後、落札者があるときは、入札会場において、入札執行者は第6条の規定により決定された予定価格等を公表するものとする。ただし、予定価格の決定に係るランダム係数(甲)及び最低制限価格の決定に係るランダム係数(乙)は公表しないものとする。

- 2 前項の公表の方法は、入札執行者の口頭により行うものとする。
- 3 入札が不調に終わり、落札者がいない場合には、予定価格等の公表は行わないものとする。
- 4 入札結果等の公表は、入札結果一覧表によるものとする。

**(入札回数)**

第10条 入札回数は、2回とする。なお、入札不調の場合において、入札書比較最低制限価格を下回った入札を除いた最低入札価格と入札書比較予定価格の開差が入札書比較予定価格の10%以内である場合は、当該最低価格入札者と協議を行い、随意契約による契約を締結することができるものとする。

- 2 前項の協議の方法は、見積書の提出をもって行うものとし、1回限りとする。

**(電子情報処理組織による入札手続の特例)**

第11条 電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置含む。))と入札又は見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う入札の方法(「電子入札」をいう。)を指定したときは、この要綱に規定する入札手続のうち、長崎県土木部所管建設工事電子入札要綱に定めるものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

## 附 則

本要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。	(平成 21 年 3 月 2 日 20 建企第 775 号)
本要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。	(平成 21 年 3 月 25 日 20 建企第 853 号)
本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。	(平成 23 年 3 月 25 日 22 建企第 679 号)
本要綱は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。	(平成 25 年 5 月 21 日 25 建企第 108 号)
本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。	(平成 26 年 3 月 31 日 25 建企第 641 号)
本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。	(平成 30 年 3 月 16 日 29 建企第 698 号)
本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。	(平成 30 年 11 月 9 日 30 建企第 434 号)
<u>本要綱は、令和元年 10 月 1 日より施行する。</u>	<u>( 令和元年 9 月 9 日 31 建企第 413 号)</u>

様式第1号(第4条関係)

入 札 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事

かい長

印

委託業務の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 委託業務番号 第 号
- 2 委託業務名
- 3 委託業務の場所 市(郡) 町 地内
- 4 履行期間 日間 又は 年 月 日限り
- 5 現場説明の日時場所 月 日 時 分
- 6 入札執行の日時場所 月 日 時 分  
なお、入札当日の気象条件(大雨、大雪、台風接近等)から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。
- 7 入札保証金 1 免除する  
2 入札金額の5/100以上を納付すること。
- 8 最低制限価格 設定  
なお、最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、再度入札に参加できないものとする。
- 9 予定価格及び最低制限価格は、乱数を使用したランダム化により決定する。
- 10 入札回数は2回とする。なお、入札不調の場合においては、随意契約による契約を締結する場合がある。
- 11 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当するとき。  
なお、長崎県財務規則第100条第1号から第5号までの規定により無効となった者は再度入札に参加できないものとする。
- 13 本業務に関する入札、契約等は直接指名を受けた者(本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所)において行うこと。
- 14 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- 15 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式を準用すること。
- 16 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
- 17 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届を提出すること。
- 18 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10/100 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 19 落札者が、契約締結日の前日までの間に、指名基準のいずれかに抵触した場合、契約を締結しない。
- 20 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。

※注意事項 「指名競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取扱」(30建企第300号平成30年8月21日制定)の2の適用の対象の案件においては、「1回目の入札参加者が1者の場合は、当該入札は取り止めます。」の文言を追記するものとする。

(※建設関連業務委託の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱)

様式第2号(第6条関係)

予 定 価 格 調 書

(最低制限価格委託業務)

委 託 業 務 番 号	第 号
委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 価 格	(入札書比較価格)
最 低 制 限 価 格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める 年 月 日	
職氏名 (契約担任者) 印	

様式第3号(第6条関係)

予 定 価 格 調 書 用 封 筒

(表)

秘	第 号	委託業務名
	予 定 価 格 調 書	
最低制限価格		設 定
所属所(課)名		

(裏)

--

- 備考 1 封筒の大きさは、標準規格長3とし、2重封筒とする。  
2 作成者は認印をもつて封印すること。

別表

第6条第2項に規定するランダム係数の変動範囲

ランダム係数の変動範囲		
係数の名称	ランダム係数(甲)	ランダム係数(乙)
ランダム化により決定する価格	予定価格	最低制限価格
係数の範囲	$0.999 \leq (\text{甲}) \leq 1.000$	$1.000 \leq (\text{乙}) \leq 1.001$

## 建設関連業務委託における予定価格等のランダム化による決定の概要

### 1. 予定価格等は次式により決定します。

- ① 予定価格(消費税除く) = 設計金額(消費税除く) × ランダム係数(甲)  
ただし、予定価格(消費税除く)は、千円未満の金額を切り上げ、千円止めとします。
- ② 最低制限価格(消費税除く)  
= 最低制限設計価格(消費税除く) × ランダム係数(乙)  
(最低制限設計価格(消費税除く) = 別に定める方法により算定する。)  
ただし、最低制限価格(消費税除く)の金額は、千円未満の金額は切り捨て、千円止めとします。

### 2. ランダム係数(甲)、(乙)の範囲は次のとおりです。

- ① 予定価格の決定に係るランダム係数(甲)は、以下の範囲で変動します。  
$$0.999 \leq \text{ランダム係数(甲)} \leq 1.000$$
- ② 最低制限価格の決定に係るランダム係数(乙)は、以下の範囲で変動します。  
$$1.000 \leq \text{ランダム係数(乙)} \leq 1.001$$

### 3. 予定価格等のランダム化は、入札前に次のとおり決定します。

- 1) 設計金額等は、あらかじめ県で決めておきます。
- 2) 予定価格等のランダム化は、契約担任者がパソコンのランダム化キーを押し下げることによって行います。
- 3) 予定価格等は、ランダム化の結果を予定価格調書に印刷したものに契約担任者が記名押印した時点で、決定されたこととなります。

### 4. 予定価格等に誤りがあった場合は次のとおり対応します。

入札の執行を中止します。

### 5. 適用日

平成30年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設関連業務委託から適用します。